2026年11月11日
アガルートアカデミー

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。
以下のテキストに、改正により変更又は削除された事項及び内容の不適切な事項が一部掲載されておりましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。
ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

2028合格目標　司法書士試験講座　テキスト訂正情報

目　　次

2028総合講義　（入門総合講義テキスト）…… 2
民法 …… 2
不動産登記法　下巻 …… 2
肢別過去問集　平成６年～令和７年 …… 3
民法 vol.1 …… 3
民法 vol.2 …… 3
不登法 vol.2 …… 3

民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
302	下から９行目	詐害行為取消後	詐害行為以降	26/10/21
382	「㋐　債務者に対して債務の履行を促す債権者の通知」の１～２行目	原則必ず必要（相手方が不履行の意思を明確にしているような場合でも必要）	〈削除〉	26/11/11

不動産登記法　下巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
290	⑭の４行目	（規 35 ⑦）	（規 35 ⑧）	26/11/11

民法 vol.1

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
241	問 333（R07-10-ｵ）の正誤	×	○	26/11/11

民法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
290	問 411（H18-24-ｴ）の問題１～２行目	同土地をＣくても、	同土地をＣに贈与した場合、Ａの死亡後、Ｃは、所有権の移転の登記を経ていなくても、	26/11/11

不登法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
159	問45（H28-16-ｴ）の解説下から３～４行目	自己信託の委託者兼受益者は、同号における「第三者」には当たらない。よって、委託者兼受益者である	自己信託の委託者兼受託者は、同号における「第三者」には当たらない。よって、委託者兼受託者である	26/10/21